

# 給与規則

## 目次

第 1 章 総則

第 2 章 給与

第 3 章 給料

第 4 章 諸手当

第 5 章 補則

附則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、正規職員（臨時職員、嘱託職員及びパートタイム職員を除く職員をいう。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 給与

(給与の種類)

**第2条** 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当及び賞与とする。

## 第3章 給料

(給料)

**第3条** 給料は、就業規則第13条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に対する報酬とする。

2 職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。

(職務)

**第4条** 別表第1に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第2に定める職務分類表のとおりとし、これらに掲げる職務と、その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類する。

(初任給)

**第5条** 新たに職員となった者の初任給は、別表第1の1級1号給とする。ただし、その者の経験又は学歴等を考慮することができる。

(昇格)

**第6条** 職員を昇格させようとする場合は、その者の勤務成績が良好であることが明らかで、かつ昇格させようとする職務の級に適する能力を有する場合（職員の職務の級ごとの定数が定められているときは、昇格させようとする職務の級の定数に欠員がある場合）に限り、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(昇格等をした場合の給料月額及びその後の昇給期間)

**第7条** 職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の給料月額は、理事長が定める基準に基づき決定する。

(昇給)

**第8条** 職員の昇給は、毎年4月1日に、別に理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給は、1号給とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないが、この法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、昇給時期を延期し、又は昇給しないことがある。

(給料等の支払方法)

**第9条** 給与の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、給与(賞与を除く。)は毎月25日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下「給料の支給定日」という。)に支給する。

2 給与は、通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、給与の支給について当該職員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金口座又は貯金口座への振込みによることができる。また、源泉所得税、住民税、社会保険料等法令に基づくものは、控除するものとする。

**第10条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等によって給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したとき又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第14条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算(以下「日割り計算」という。)により支給する。

(勤務1時間当たりの給料額)

**第11条** 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間

に52を乗じたものから就業規則第14条第1項第2号に定める指定休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(給料の減額)

**第12条** 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額して給料を支給する。ただし、給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、給料を支給しない。

2 給料の減額は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 第1項の規定により減額すべき給料額は、その給与期間の分を次の給与期間以降の給与から差し引くものとする。ただし、これにより難い理由があるときは、当該月分の給与から差引き、又は別に納入を命ずるものとする。

(給料の非常時払)

**第13条** 職員が本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬祭その他これに準ずる非常の場合の費用に当てるため給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても請求の日までの給料を日割り計算によりその際支給する。

#### 第4章 諸手当

(扶養手当)

**第14条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。ただし、年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。

(1) 配偶者（届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある弟及び妹

(5) 重度の心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前

項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の届出及び支給)

**第 15 条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出にかかるものの一部について同項第 2 号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出にかかる者がある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等にかかる扶養手当の支給額の改定）について準用する。

(住居手当)

**第 16 条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 当該職員によって新築又は購入されたものであり、かつ、当該新築又は購入がなされた日から起算して 5 年を超えない、その所有に係る住宅（これに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主である者

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
  - イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円）を 11,000 円に加算した額
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 2,500 円

(住居手当の支給の始期及び終期)

**第 17 条** 住居手当の支給は、職員が新たに前条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

**第 18 条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例と

する職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。その額が30,000円を超えるときはその額と30,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)に30,000円を加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が40キロメートル以上である職員 24,400円

(通勤手当の支給の始期及び終期)

**第19条** 通勤手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当)

**第20条** 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、正規の勤務時間を超えて勤務したすべての時間に対して勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時か

ら翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を支給する。

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第16条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

**第21条** 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に、勤務したすべての時間に対して勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は、支給しない。

(夜間勤務手当)

**第22条** 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務したすべての時間に対し第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職手当)

**第23条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その者の給料の100分の10を超えない範囲内において理事長が定めるところにより支給する。

- 2 管理職手当を支給される職員については、第20条から前条までの規定は適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

**第24条** 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支払方法に準じて支給する。

- 2 通勤手当を受けている職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときはその月の通勤手当は支給しない。
- 3 管理職手当を受けている職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいず



れかに該当する場合は、その月の管理職手当は支給しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合

(時間外勤務手当等の支給方法)

**第 25 条** 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

2 時間外勤務手当等は、前項の規定にかかわらず職員が第 13 条に規定する非常の場合に充てるために請求した場合は、その日までの分をその際支給する。

3 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分別に計算した時間数をいう。）によって計算する。この場合において、1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満であるときは切り捨てる。

(賞与)

**第 26 条** 賞与は、原則として 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、理事長が別に定める人事評価規程による評価結果を勘案して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

2 賞与の計算対象期間（以下「賞与対象期間」という。）は、6 月に支給する場合においては前年 12 月 2 日から 6 月 1 日まで及び 12 月に支給する場合においては 6 月 2 日から 12 月 1 日までとする。

3 第 1 項の賞与の額は、職員の勤務成績等を考慮して、基準日現在において職員が受けるべき給料に、6 月に支給する場合においては 100 分の 160 を超えない範囲内で、12 月に支給する場合においては 100 分の 185 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に、賞与対象期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月以上 6 月未満	100 分の 80
3 月以上 5 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30

## 第 5 章 補則

(委任)

**第 27 条** この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(平成 23 年 3 月 28 日理事会決議)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの法人の職員であった者の給料表の適用については、この規則の施行の日の前日におけるその者の職務及び給料額を勘案し、理事長が職務の級及び号給を決定するものとする。

(昇給の特例)

- 3 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間(以下「経過措置期間」という。)において、職員の給与の権衡を図るため、第 8 条第 2 項の規定の適用については、「4 号給」とあるのは「6 号給」とすることができる。

- 4 経過措置期間中は、第 8 条第 5 項の規定は適用しない。

(賞与の特例)

- 5 経過措置期間における次の表の左欄に掲げる賞与にかかる第 26 条第 3 項の規定の適用については、同項中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

賞与の支給区分	読み替えられる字句	読み替える字句
平成 23 年 6 月に支給する賞与	100 分の 160	100 分の 175
平成 23 年 12 月に支給する賞与	100 分の 185	100 分の 200
平成 24 年 6 月に支給する賞与	100 分の 160	100 分の 165
平成 24 年 12 月に支給する賞与	100 分の 185	100 分の 190

附 則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 24 年 3 月 28 日理事会決議)

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成 25 年 3 月 27 日理事会決議)

附 則

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 3 月 29 日理事会決議)

別表第1 (第3条関係)

号級	一般職				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300

44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			
117		300,700			
118		300,900			
119		301,200			
120		301,500			
121		301,900			
122		302,100			
123		302,400			
124		302,700			
125		303,000			

初任給 大学卒 1級17号  
短大卒 1級7号  
高校卒 1級1号

別表第2（第4条関係）

職務の級	職務の内容	事務局
5級	事務局長、事務局次長、これらに相当する職の職務	事務局長 事務局次長
4級	課長、これに相当する職の職務	課長
3級	係長、これに相当する職の職務	係長
2級	高度の知識又は経験を必要とする職員の職務	主任
1級	定型的な業務を行う職員の職務	